

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 3 日に公告した令和 8 年度自動車騒音常時監視業務委託に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

本書を熟読の上、必要な手続きを行ってください。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 令和 8 年度自動車騒音常時監視業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 : 契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和 8 年 8 月 27 日 (木) 午後 2 時から
- (2) 場 所 : 那覇市本庁舎 7 階 701A 会議室
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)

3 契約事務を担当する課

- (1) 名 称 環境部 環境保全課 大気・騒音グループ
- (2) 所 在 地 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 7 階
- (3) 連 絡 先 電話 : 098-951-3229 FAX : 098-951-3230
E-Mail : naha_k_khozen001@city.naha.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する「建設工事等入札参加資格者名簿」に建設工事に関する委託業者であると登録されている者、又は、入札参加資格申請書等を提出した者で、いずれの場合も次に掲げる事項のすべてを満たす者で、かつ当課が当該入札への参加に必要な資格を有すると認めた者であること。

- (1) 沖縄県計量証明事業（環境、音圧）の登録者であること。
- (2) 環境計量士（騒音・振動関係）を有すること。
- (3) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体が発注した各種測定業務委託の契約を 2 回以上締結し、これらを確実に履行した者であること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当にしない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 市税（市町村税）を滞納していないこと。
- (8) 経営状態が健全であると認められること。

- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

5 入札参加資格確認申請書の提出等

入札参加希望者は、前述 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり「制限付一般競争入札参加資格確認申請書」（様式第 1 号）及び関係書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する「建設工事等入札参加資格者名簿」に建設工事に関する委託業者であると登録されている者で、かつ当課が当該入札への参加に必要な資格を有すると認めた者については、省略することができる。

- (1) 提出書類等：①制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
②沖縄県計量証明事業（環境、音圧）の登録者であることの証明資料
③環境計量士（騒音・振動関係）登録証の写し、登録者と事業所の関係がわかる資料
④契約実績証明書（様式第 2 号）
※契約書の写し等、実績を証明できる資料も添付してください。
⑤封筒（参加資格確認通知書送付用）
※申請者の住所、氏名等を記載し 110 円切手を貼付すること。
- (2) 提出期限：令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時まで
受付時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 提出先：前述 3 に掲げる担当課まで提出すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。持参及び郵送の場合とも、上記（1）の期日までに必着。
- (5) 入札参加資格の確認結果については、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を、申請者に発送する。
- (6) 申請書を提出期限までに提出しない者及び入札参加資格が認められなかった者は、入札に参加することができない。また、入札参加資格があると認められ、確認結果の通知を受け取った者であっても入札参加資格を欠く事項等が判明した場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。
- (7) 入札参加資格が認められなかった者に対する説明
①制限付一般競争入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、上記（5）の通知を受け取った日から令和 8 年 8 月 26 日（水）までの間に、説明を求めることができる。
②①の規定により説明を求める場合は、説明申立書を担当課に持参又は郵送しなければならない。
- (8) その他
①申請書の作成、提出に係る費用は申請者の負担とする。
②提出された申請書類は返却しない。
③提出期限後における申請書類の差替え及び再提出は認めない。

6 入札説明会について

実施しない

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

8 入札及び開札の方法

- (1) 入札参加者は、業務委託仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
この場合、所定の「委任状」に必要事項を記入し、代表者印及び代理人の印を押印しなければならない。
- (3) 入札参加者は、所定の「入札書」に必要事項を記入し、代表者印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投函が始まるまでの間はこの限りではない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札参加者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 郵送による入札は認めない。
- (10) 入札の執行は3回までとする。
- (11) すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札額の内訳書を提出すること。ただし、以下の点に留意すること。
 - ・ 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、項目、細目に相当する項目に対応するものの単位、人員数や数量、単価並びに金額を明らかにし、商号名又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
 - ・ 提出された内訳書について契約担当者（これらの者の補助者を含む。）に説明を求めることがある。

9 落札者の決定の方法

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内でかつ最低の価格をもって有効に入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

1 0 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 後述 11 に掲げる事項に該当し無効となる入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 再度入札は原則として 2 回までとする。

1 1 入札の無効と落札決定の取消

次に掲げる事項に該当する場合、その者が行った入札は無効とする。また、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行ったとき
- (2) 入札書が開札時まで提出されないとき
- (3) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出されたとき
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしたとき
- (5) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印の押印のいずれかを欠く又は判読ができないとき
- (6) 入札書の金額や〒マークの記載がない又は入札金額が訂正されているとき
- (7) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わないとき
- (8) 発注者名の記載が誤っているとき
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき
- (10) 虚偽の記載がされたとき
- (11) 明らかに談合によると認められるとき
- (12) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかなきとき
- (13) その他入札に関する条件に違反したとき

1 2 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 9 号により免除する。

1 3 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札に係る書類等に虚偽の記載をした場合、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を中止し、若しくは入札期日を延期することがある。
- (5) 入札への参加を希望しない場合には、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。